

出張所跡施設活用 計画（素案）

平成28年10月

練馬区

目次

	ページ
1 出張所の廃止と跡施設活用検討の経緯等	1
(1) 出張所の廃止	1
(2) 跡施設活用検討の経緯	1
(3) 跡施設活用の開始時期等	2
(4) 出張所で行われているその他の業務の取扱い	2
2 出張所の配置状況（全 11 か所）	3
3 出張所一覧および跡施設活用の方向性	4
4 出張所跡施設別活用案	6
(1) 桜台出張所	6
(2) 第三出張所	8
(3) 第四出張所	10
(4) 第五出張所	12
(5) 第六出張所	14
(6) 第七出張所	16
(7) 第八出張所	18
(8) 谷原出張所	20
(9) 上石神井出張所	22
(10) 大泉西出張所	24
(11) 大泉北出張所	26
5 用語解説	28
6 出張所跡施設活用計画（素案）に対する、区民意見反映 （パブリックコメント）制度に基づくご意見の募集	30

1 出張所の廃止と跡施設活用検討の経緯等

(1) 出張所の廃止

区では、平成 26 年 7 月まで出張所窓口で行っていた、住民票の写しの交付や税の収納等について、郵便局やコンビニエンスストアでの取扱いを進めることや、区民事務所 2 か所を増設することにより、区民の皆さまの利便性を高めてきました。

このような状況を踏まえ、区は、平成 28 年 5 月に素案を公表した区政改革計画の中で、11 か所すべての出張所の名称や現在取扱っている業務を、平成 29 年 3 月末で廃止することとしました。

(2) 跡施設活用検討の経緯

① 検討の方向性

区政改革計画では、区民サービスと持続可能性の両立を実現するため、施設のあり方を区民参加により見直し、必要性の低下した施設の機能を転換し新たな区民ニーズに応える利用への転換等を図っていく方針を掲げています。

これを踏まえ、廃止後の出張所跡施設については、区民の自主的な地域活動拠点とすることを基本に、地域の皆さまからのご意見を伺いながら、施設の規模や地域の状況に応じて、活用方法を検討していきます。

② 検討にあたっての前提条件

出張所跡施設活用の具体的な検討を進めるにあたっては、つぎの前提条件を踏まえる必要があります。

(ア) 青少年育成地区委員会業務の継続

執務のためのスペースや会議室を使用する。

(イ) 施設の規模

活用可能な出張所スペースの面積は施設ごとに異なる。

(ウ) 地域の状況

- ・高齢化が進む地域の利便性を高める必要性
- ・地域の自主活動の活性化・拠点づくりの必要性

これらの前提条件を踏まえつつ、なるべく経費をかけずに活用していくことを基本に、出張所跡施設ごとに具体的な活用方法を検討します。

③ ご意見の募集、住民説明会の実施

そこで、平成 28 年 7 月 19 日から 9 月 2 日まで、出張所跡施設活用へのご意見を募集するとともに、出張所ごとに計 11 回の住民説明会を開催しました。

この出張所跡施設活用計画（素案）は、お寄せいただいたご意見を踏まえ策定

したものです。本素案に対して、区民意見反映（パブリックコメント）制度により、あらためてご意見を募集し、計画への反映に努めてまいります。

(3) 跡施設活用の開始時期等

平成 29 年 3 月末をもって、出張所を廃止します。平成 29 年 4 月以降、空いたスペースの活用を図っていきます。

時期については、整備する新たな機能により、工事などに要する期間が異なるため、準備が整った施設から順次、活用を開始します。施設ごとの状況は、出張所跡施設別活用案のページをご覧ください。

また、旧出張所建物は、併設の地域集会所または地区区民館とします。谷原出張所については新たに地域集会所として位置づけます。

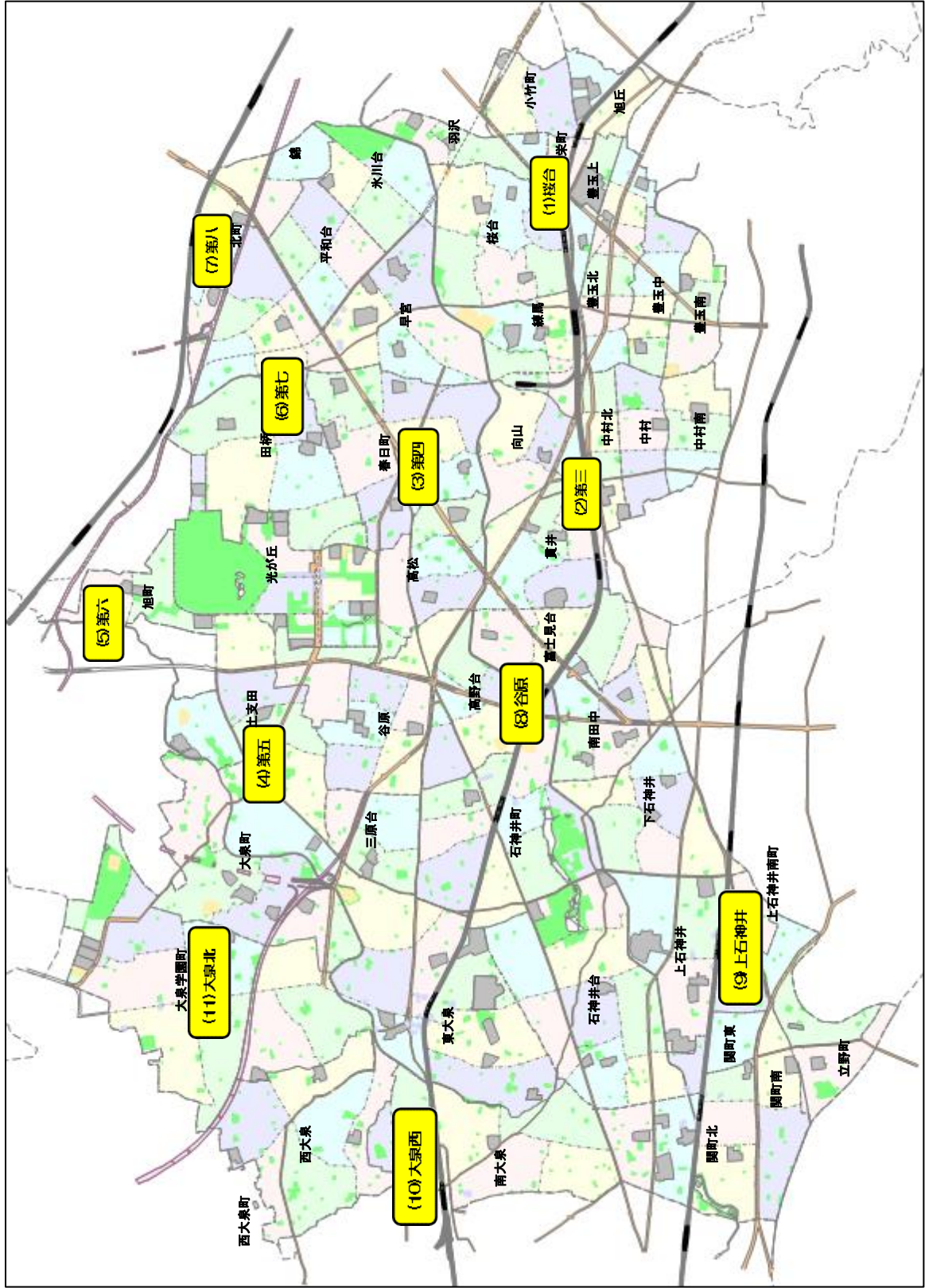
(4) 出張所で行われているその他の業務の取扱い

現在、出張所内で行われている取次業務以外の業務を行うため、青少年育成地区委員会事務局員と地域支援推進員を配置しています。

青少年育成地区委員会については、出張所廃止後も継続するため、引き続き建物内に事務局を設置します。

地域支援推進員については、区民の皆さまの活動を支援していくため、その役割や配置を見直していきます。

2 出張所の配置状況（全11か所）



3 出張所一覧および跡施設活用の方向性

	出張所名称	所在地	併設施設
(1)	桜台出張所	桜台 1 丁目 22 番 9 号	桜台地域集会所
(2)	第三出張所	貫井 1 丁目 9 番 1 号 中村橋区民センター内	高齢者相談センター支所、 貫井地区区民館・学童クラブ、 心身障害者福祉センター
(3)	第四出張所	春日町 5 丁目 30 番 1 号	春日町地域集会所
(4)	第五出張所	土支田 2 丁目 32 番 8 号	土支田中央地域集会所、 土支田保育園、 土支田児童館・学童クラブ
(5)	第六出張所	旭町 3 丁目 11 番 6 号	旭町地域集会所、旭町保育園
(6)	第七出張所	田柄 2 丁目 6 番 22 号	田柄地域集会所、田柄第二保育園
(7)	第八出張所	北町 2 丁目 26 番 1 号	北町地区区民館
(8)	谷原出張所	高野台 1 丁目 7 番 29 号	街かどケアカフェ、 高齢者相談センター支所
(9)	上石神井出張所	上石神井 1 丁目 6 番 16 号	高齢者相談センター支所、 上石神井区民地域集会所、 上石神井敬老館
(10)	大泉西出張所	南大泉 5 丁目 26 番 19 号	南大泉地域集会所、南大泉保育園
(11)	大泉北出張所	大泉学園町 4 丁目 21 番 1 号	大泉北地域集会所、大泉北敬老館

面積※ (m ²)	跡施設活用の方向性	活用開始時期 (予定)	廃止後の建物名称
約 125 m ²	○地域集会所 ※大規模改修までの一時的な活用 ○高齢者相談センター支所 ○街かどケアカフェ ○青少年育成地区委員会事務局	平成 29 年 5 月 大規模改修工事終了後 大規模改修工事終了後 平成 29 年 5 月	桜台地域集会所
約 125 m ²	○高齢者相談センター支所 ○街かどケアカフェ ○学童クラブ等補完スペース ○青少年育成地区委員会事務局	平成 29 年度内	中村橋区民 センター (貫井地区区民館)
約 110 m ²	○地域集会所 ○青少年育成地区委員会事務局	平成 29 年 5 月 平成 29 年 5 月	春日町地域集会所
約 115 m ²	○地域集会所 ○学童クラブ等補完スペース ○青少年育成地区委員会事務局	平成 29 年 5 月 平成 29 年度内 平成 29 年 5 月	土支田中央 地域集会所
約 50 m ²	○地域集会所受付 ○青少年育成地区委員会事務局	平成 29 年 4 月	旭町地域集会所
約 65 m ²	○青少年育成地区委員会事務局	平成 29 年 4 月	田柄地域集会所
約 65 m ²	○高齢者相談センター支所 ○図書館資料受取窓口 ○青少年育成地区委員会事務局	平成 29 年 9 月 平成 29 年 9 月 平成 29 年 7 月	北町地区区民館
約 60 m ²	○地域集会所 ※コミュニティ室から変更 ○街かどケアカフェ ※夜間・休日の貸出利用 ○青少年育成地区委員会事務局	平成 29 年 4 月 平成 29 年 5 月 平成 29 年 4 月	地域集会所 (名称未定)
約 105 m ²	○図書館資料受取窓口 ○青少年育成地区委員会事務局	平成 29 年 9 月 平成 29 年 4 月	上石神井区民 地域集会所
約 110 m ²	○高齢者相談センター支所 ○街かどケアカフェ ○青少年育成地区委員会事務局	平成 29 年 7 月	南大泉地域集会所
約 70 m ²	○高齢者相談センター支所 ○青少年育成地区委員会事務局	平成 29 年 7 月	大泉北地域集会所

※出張所事務室および打ち合わせスペースの面積合計(倉庫、更衣室、休憩室等のバックヤード部分や併設施設の面積は除外)

4 出張所跡施設別活用案

(1) 桜台出張所

【施設の状況等】

- 昭和50年の建築から40年以上が経過し、建物の経年劣化が著しい状況です。建物を安全、快適に使用するため、大規模改修工事の検討を進めていくことが求められています。新たな機能の整備は、大規模改修に合わせて検討を行う必要があります。

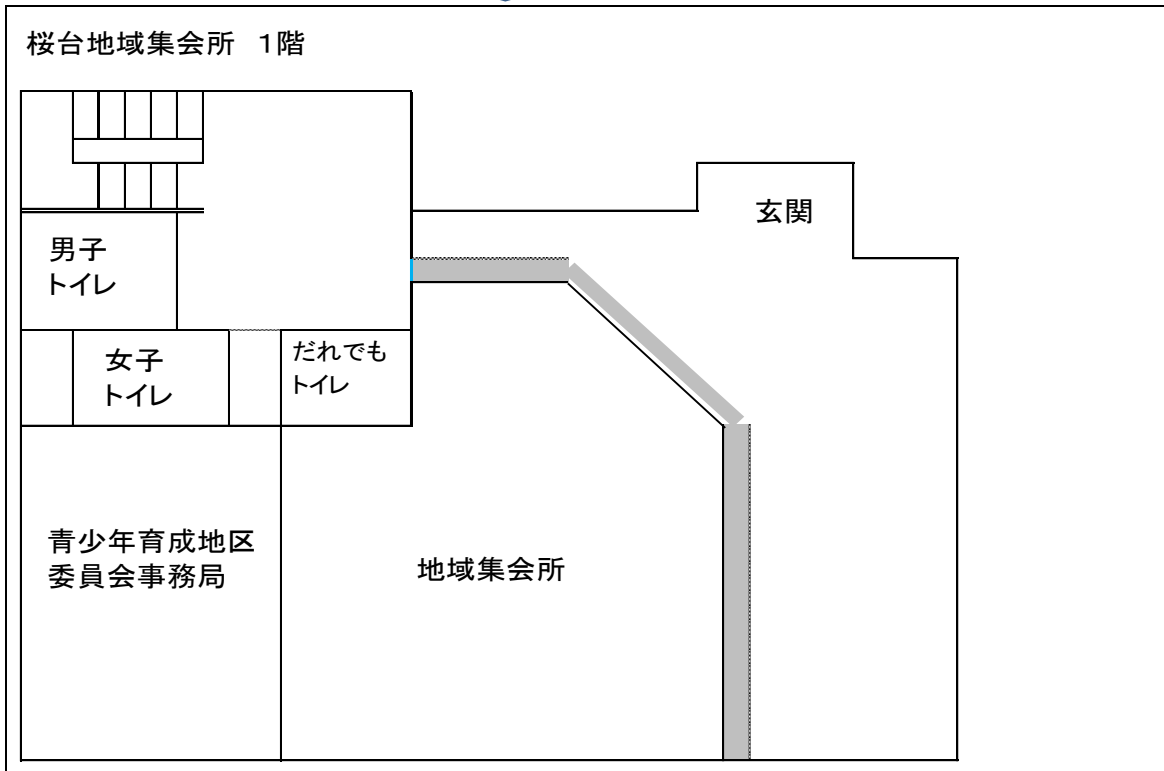
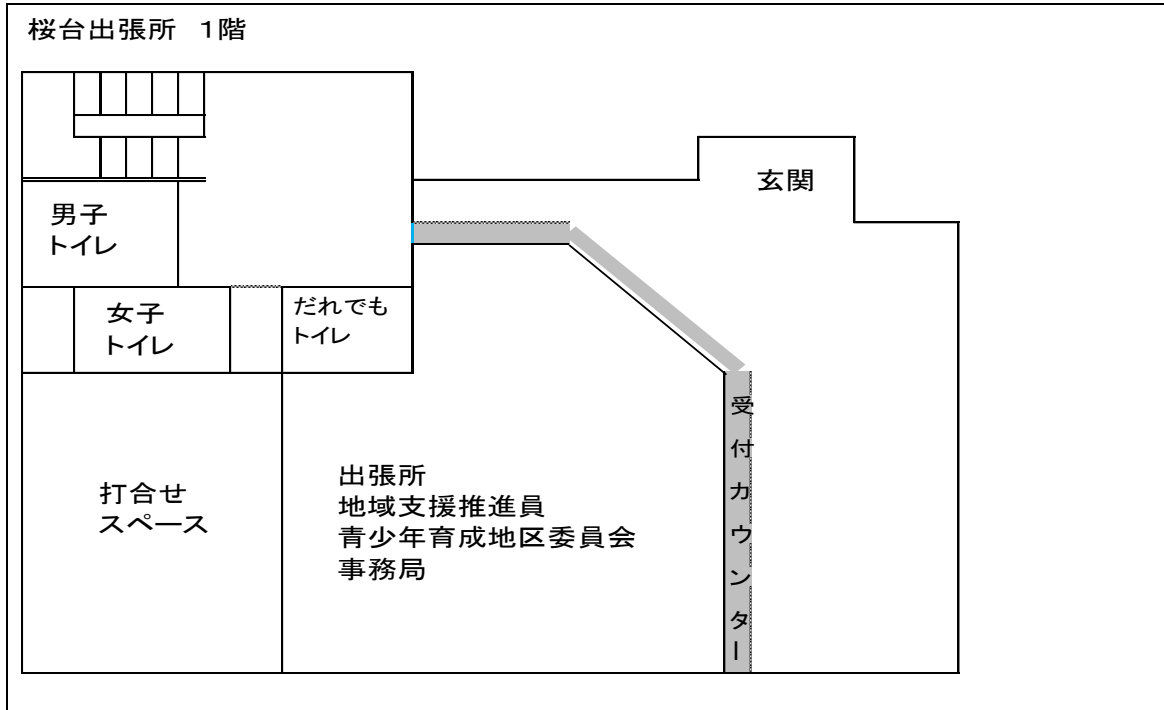
【活用の方向性】

- **大規模改修に関する検討を進めます**
平成29年度以降、大規模改修の時期や工事の規模等の検討に着手します。
- **地域集会所の集会室を一時的に設置します。**
大規模改修工事により、新たな機能が整備されるまでの間、出張所事務室を地域集会所に転用します。
- **高齢者相談センター支所を移転します**
この地域を担当する高齢者相談センター支所は、民間介護施設内にあるため、場所が分かりづらく、気軽に相談に行きやすいとは言えない状況です。出張所跡施設へ移転することで、利便性向上を図ります。
- **街かどケアカフェを整備します**
桜台地域周辺には、相談情報ひろば等の気軽に集うことができ、相談もできる場が不足しています。そこで、看護師等の専門職を配置する街かどケアカフェを整備することにより、気軽に集い、相談ができる場を作ります。
- **青少年育成地区委員会事務局の執務スペースを移動します。**
現在、出張所事務室内にある青少年育成地区委員会事務局の執務スペースを、建物1階の西側奥にある打合せスペースに移動します。

【活用の開始時期（予定）】

- 地域集会所の集会室としての利用
1階出張所の跡に1部屋設置
平成29年5月
※大規模改修工事が実施されるまでの一時的な活用となります
- 高齢者相談センター支所の移転
大規模改修工事終了後
- 街かどケアカフェの整備
大規模改修工事終了後
- 青少年育成地区委員会事務局執務スペースの移動
平成29年5月

【出張所見取図（現在⇒活用後）】



※活用後の見取図は、地域集会所一時設置の際のもので（大規模改修は別途検討）。

(2) 第三出張所

【施設の状況等】

- 中村橋区民センター内にあり、心身障害者福祉センター（心障センター）や学童クラブ、地区区民館を併設しています。新たな機能を整備する場合には、高齢者、障害者、児童等、多様な利用者の利便性を確保できるよう、センター内の各施設と連携して検討を進める必要があります。

【活用の方向性】

○ 高齢者相談センター支所を移動します

現在2階にある、高齢者相談センター支所は狭小であるため、プライバシーに配慮した相談スペースを十分に確保する必要があります。現在の出張所事務スペースに移動することで、相談環境の向上を図ります。

高齢者相談センター支所が移動した後のスペースは、心障センターでの活用を検討します。

○ 街かどケアカフェを整備します

中村橋駅周辺には、相談情報ひろば等の高齢者が気軽に集うことができ、相談もできる場が不足しています。そこで、看護師等の専門職を配置する街かどケアカフェを整備することにより、気軽に集い、相談ができる場を作ります。

○ 学童クラブと地区区民館の児童スペースを拡大します

3階にある学童クラブや地区区民館を利用する児童の遊び場を拡大するため、また、児童の体調不良時の静養スペース等に使用するため、2階の出張所跡施設の一部を補完スペースとして利用します。

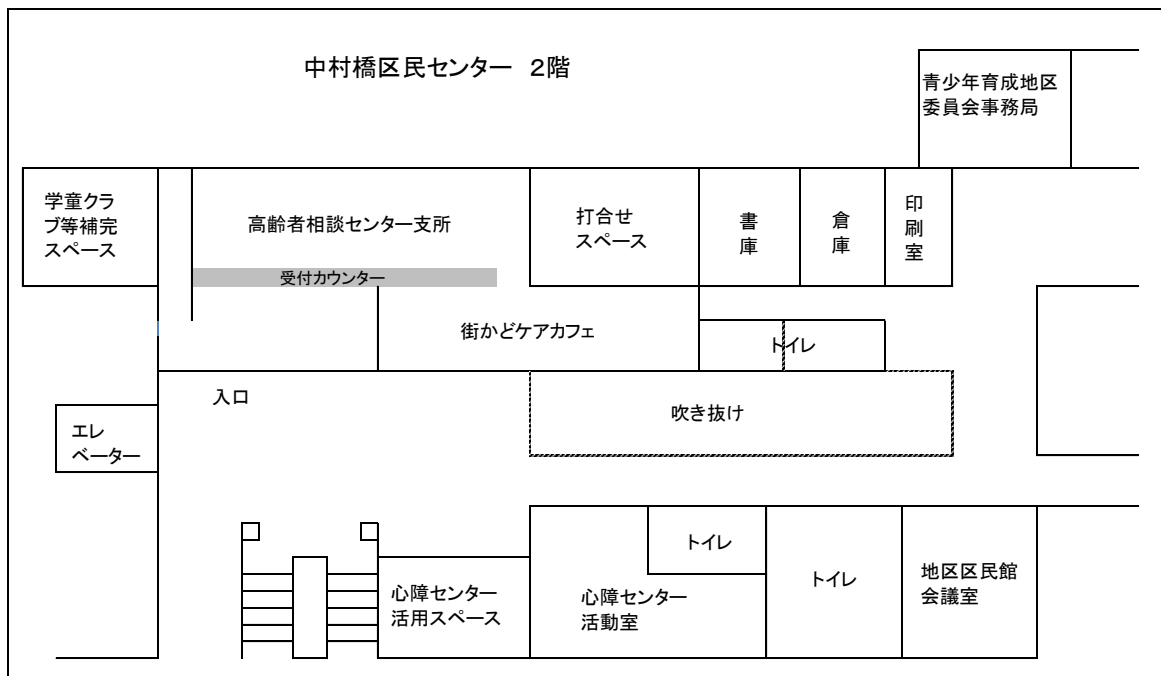
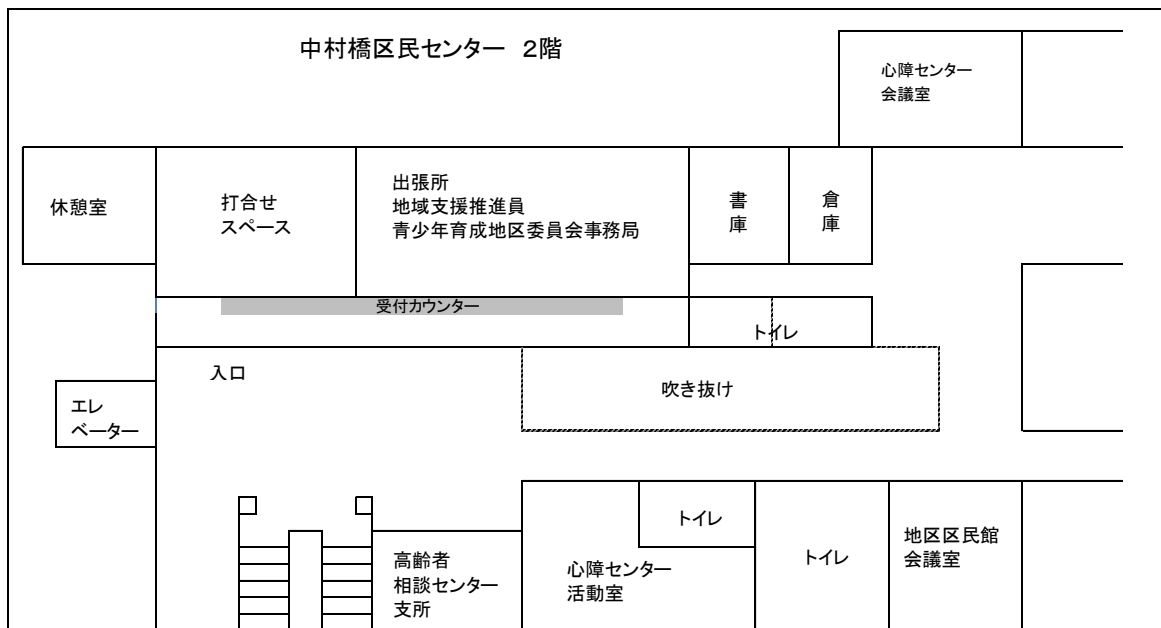
○ 青少年育成地区委員会事務局の執務スペースを移動します

現在、出張所事務室内にある青少年育成地区委員会事務局の執務スペースは、2階内にある心障センターの会議室に移動します。

【活用開始時期（予定）】

- | | |
|--------------------------|---------|
| ○ 高齢者相談センター支所の移動 | 平成29年度内 |
| ○ 街かどケアカフェの整備 | 平成29年度内 |
| ○ 学童クラブ・地区区民館の児童スペースの拡大 | 平成29年度内 |
| ○ 青少年育成地区委員会事務局執務スペースの移動 | 平成29年度内 |

【出張所見取図（現在⇒活用後）】



(3) 第四出張所

【施設の状況等】

- 施設内にエレベーターが設置されていません。また、建物入口までの円滑な移動経路を確保できる駐車場が無い、公道から建物入口までの距離が短く、スロープに改善が必要といったバリアフリー上の課題があります。このため、福祉目的等に活用する場合は、「練馬区福祉のまちづくり推進条例」の規定に適合する工事が必要となりますが、都営住宅内に併設されているため、出張所部分単独での改修が難しい状況です。

【活用の方向性】

○ 当面の間、地域集会所の集会室を設置します

1階の出張所事務室を地域集会所集会室に転用し、高齢者等が階段の昇降をせずに利用可能なスペースとします。将来、想定される住宅部分を含めた大規模改修の際には、バリアフリー化も含め、地域の高齢化に対応する新たな機能等の整備を検討します。

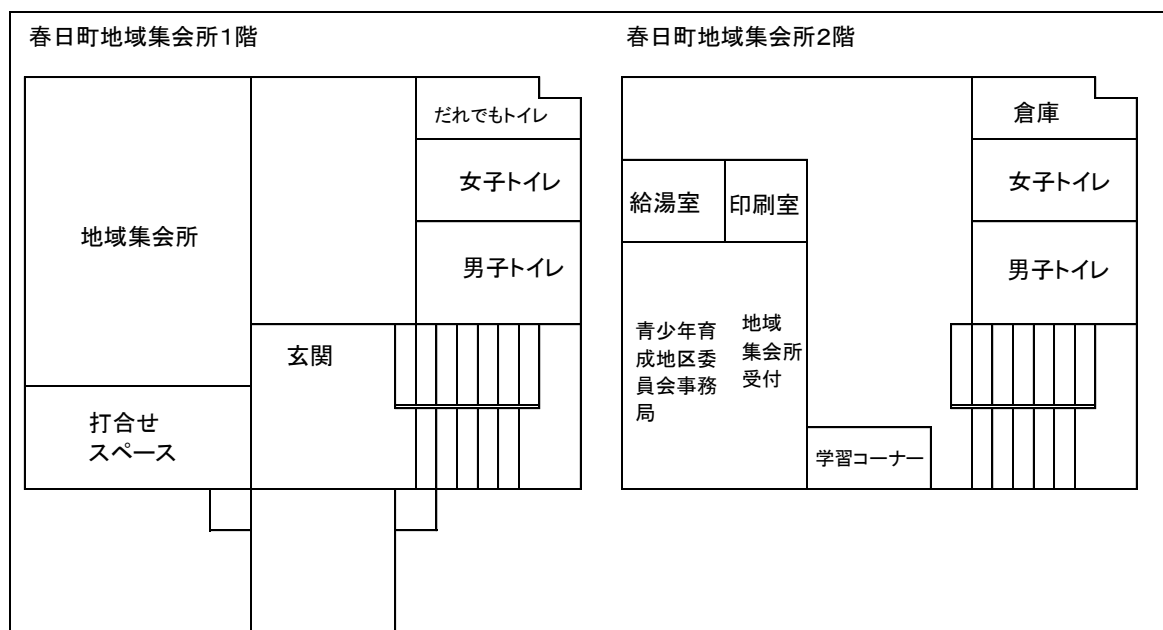
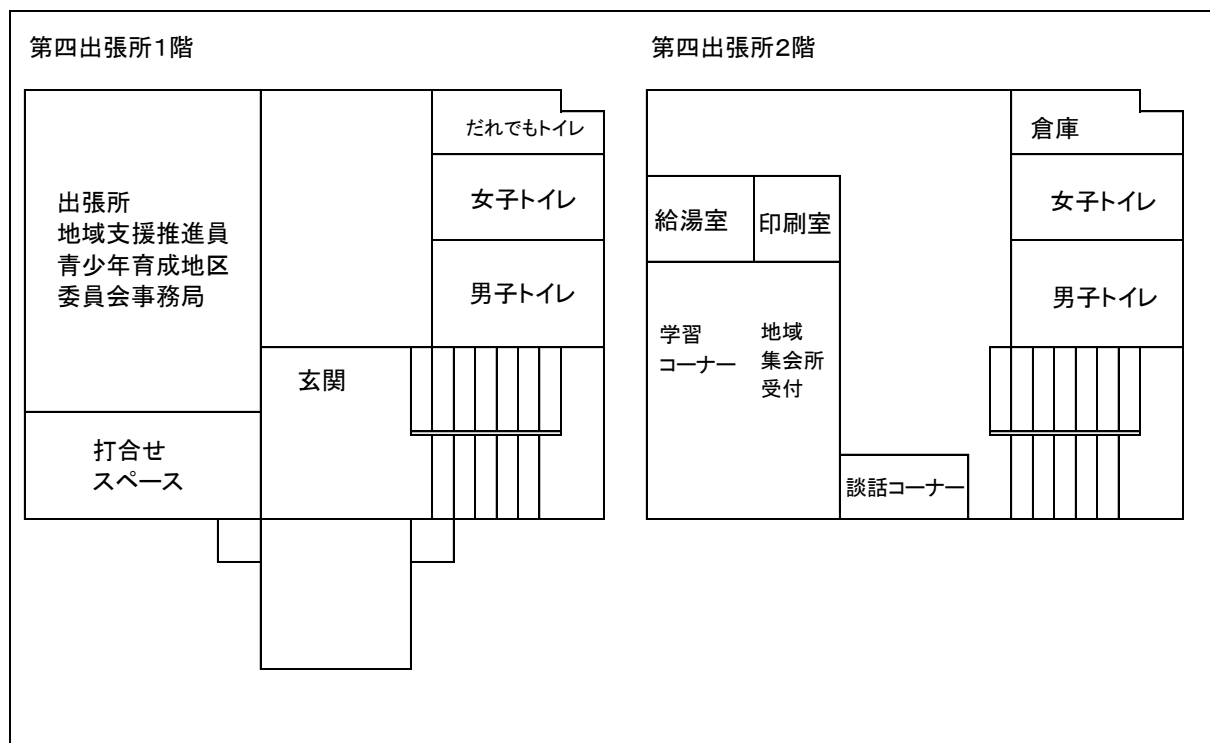
○ 青少年育成地区委員会事務局の執務スペースを移動します

現在1階にある、出張所事務室内にある青少年育成地区委員会事務局の執務スペースを、建物2階の地域集会所受付スペースに移動します。

【活用開始時期（予定）】

- 地域集会所の集会室としての利用
1階出張所の跡に1部屋設置
平成29年5月
- 青少年育成地区委員会事務局執務スペースの移動
平成29年5月

【出張所見取図（現在⇒活用後）】



(4) 第五出張所

【施設の状況等】

- 平成 17 年度に、耐震補強および大規模改修工事を行いました。エレベーターが設置されていません。また、保育園・児童館・学童クラブが併設されているため、子どもの利用が多い施設です。

【活用の方向性】

○ 当面の間、地域集会所の集会室を設置します

1 階の出張所事務室を地域集会所集会室に転用します。将来、高齢化の進行等、地域を取り巻く状況の変化により、新たな機能等の整備を検討します。

○ 学童クラブと児童館の児童スペースを拡大します

2 階にある学童クラブや 3 階の児童館を利用する児童の遊び場を拡大するため、また、児童の体調不良時の静養スペース等に使用するため、1 階の出張所跡施設の一部を補完スペースとして利用します。

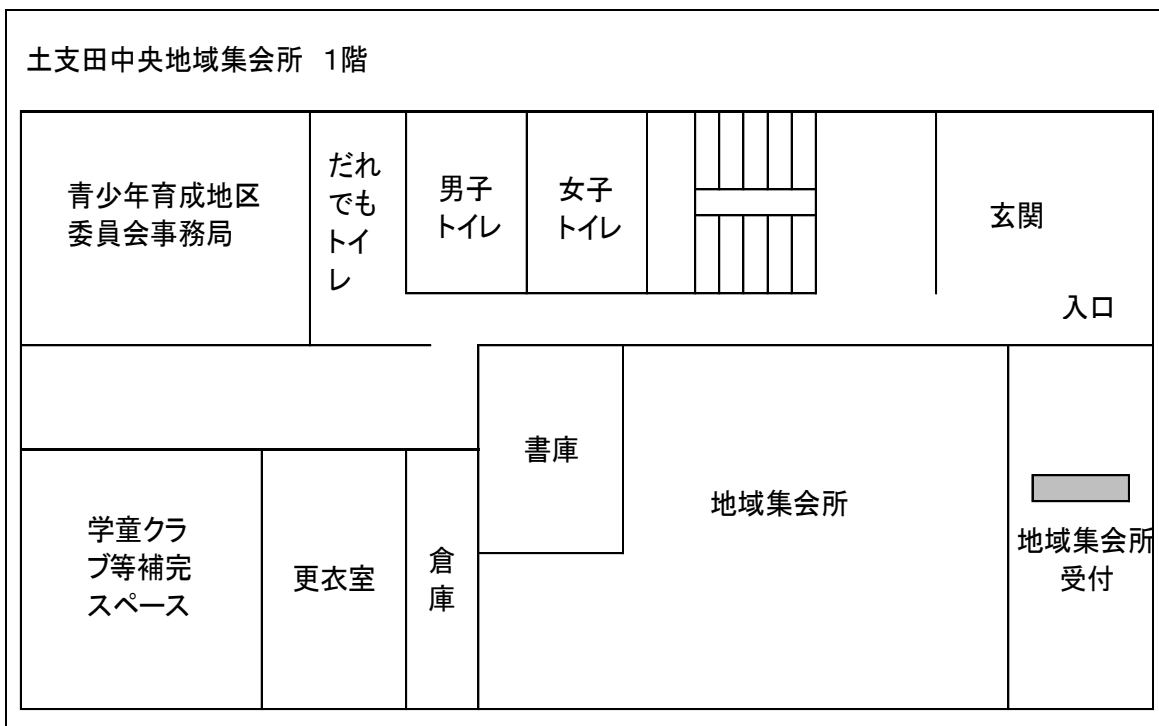
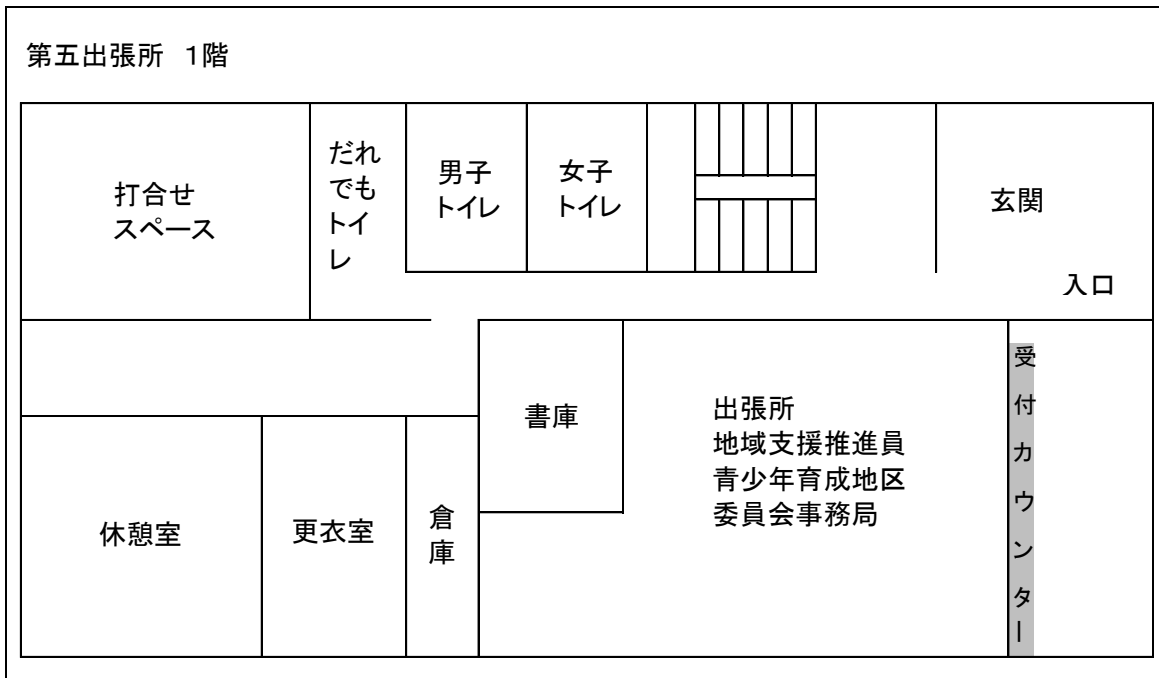
○ 青少年育成地区委員会事務局の執務スペースを移動します

現在出張所事務室内にある青少年育成地区委員会事務局の執務スペースを、建物 1 階の北側奥にある打合せスペースに移動します。

【活用開始時期（予定）】

- | | |
|---------------------------------------|-------------|
| ○ 地域集会所の集会室としての利用
1 階出張所の跡に 1 部屋設置 | 平成 29 年 5 月 |
| ○ 学童クラブ・児童館の児童スペースの拡大 | 平成 29 年度内 |
| ○ 青少年育成地区委員会事務局執務スペースの移動 | 平成 29 年 5 月 |

【出張所見取図（現在⇒活用後）】



(5) 第六出張所

【施設の状況等】

- 平成 27 年度に、耐震補強および大規模改修工事を行いました。その際に、青少年育成地区委員会事務局と地域集会所受付を、1 階の出張所事務室に移転しています。出張所スペースは約 50 m²と狭小であり、1 階内に他の部屋がありません。このため、青少年育成地区委員会事務局や地域集会所受付に必要なスペースを確保しつつ、他の新たな活用を行うことが難しい状況です。

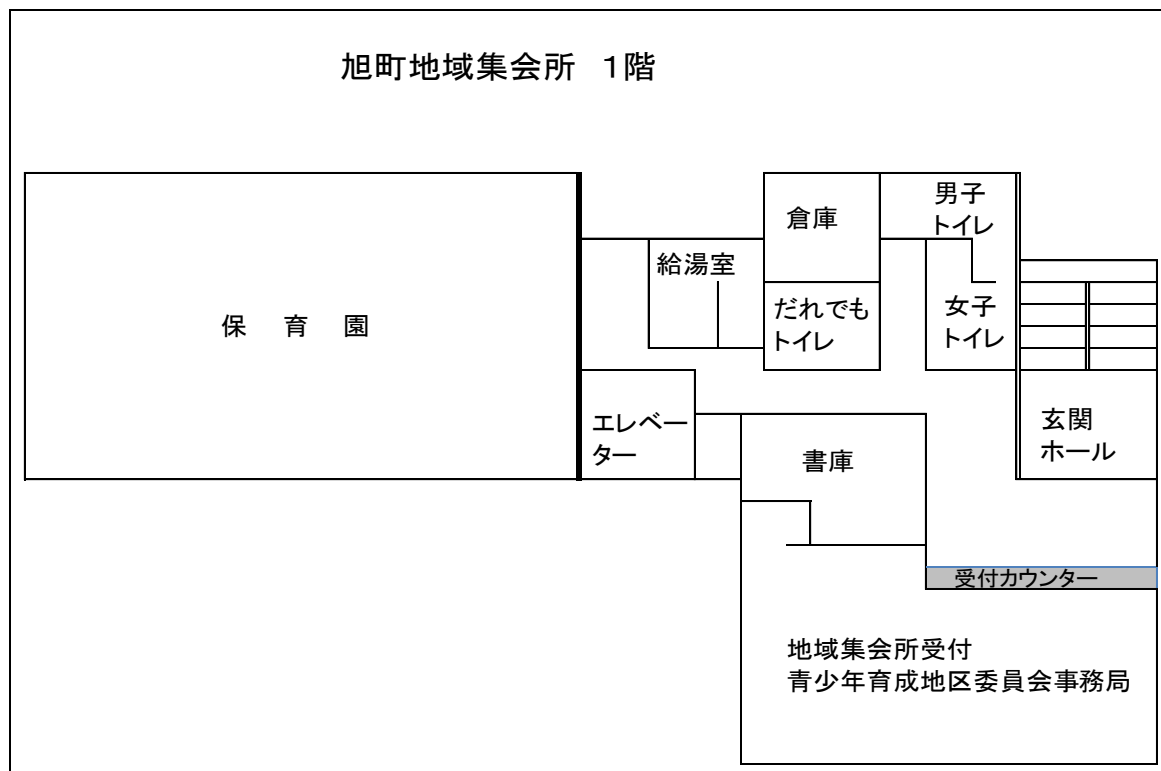
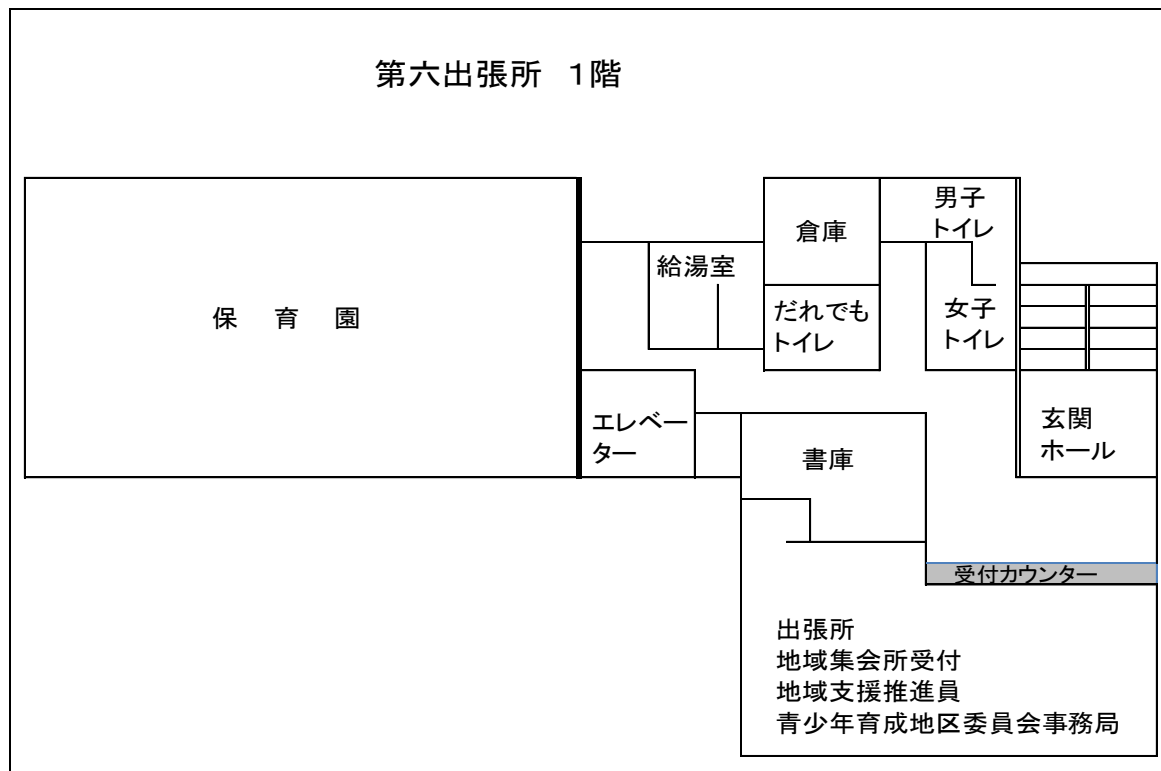
【活用の方向性】

- **地域集会所受付を継続設置します**
地域集会所の受付は、出張所廃止後も引き続き 1 階に設置します。
- **青少年育成地区委員会事務局の執務スペースを継続設置します**
青少年育成地区委員会事務局の執務スペースは、出張所廃止後も引き続き 1 階に設置します。

【活用開始時期】

- 地域集会所受付 平成 29 年 4 月
- 青少年育成地区委員会事務局の執務スペース 平成 29 年 4 月

【出張所見取図（現在⇒活用後）】



(6) 第七出張所

【施設の状況等】

- 平成 27 年度に、耐震補強および大規模改修工事を行いました。その際に、出張所事務室の一部を縮小し、併設の保育園を拡張する工事を行っています。このため、出張所跡施設として他の新たな活用を行うことが難しい状況です。

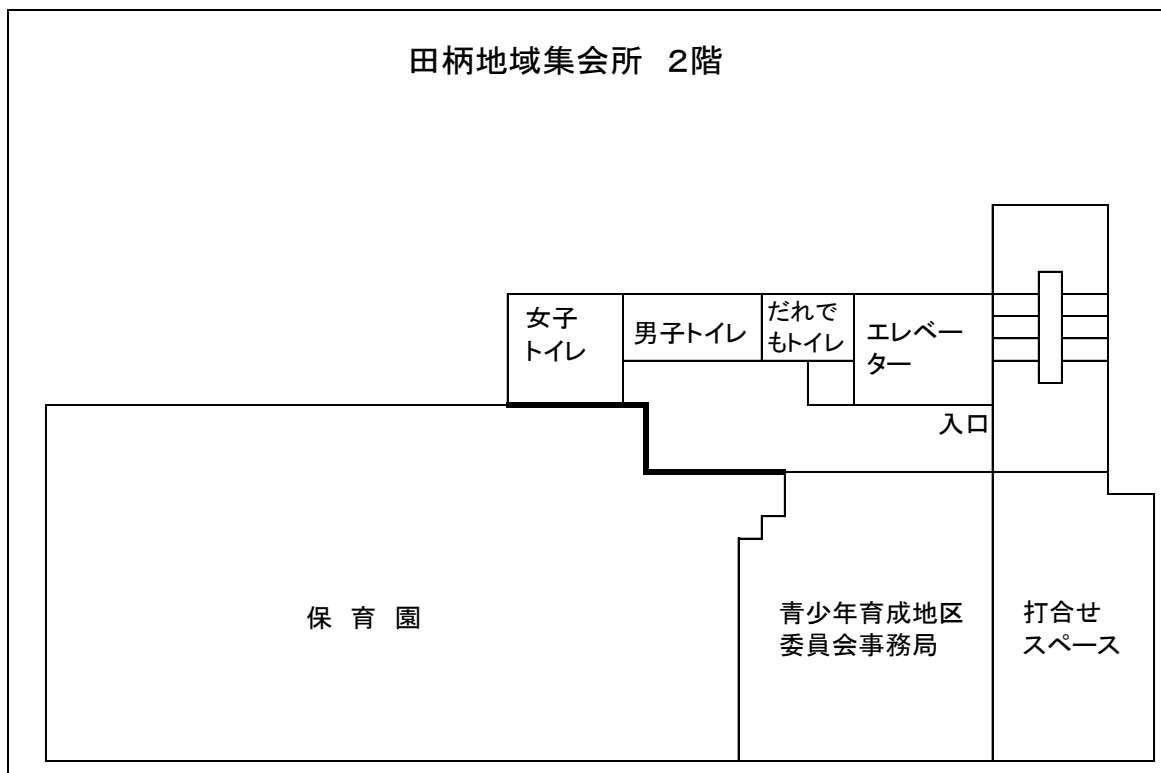
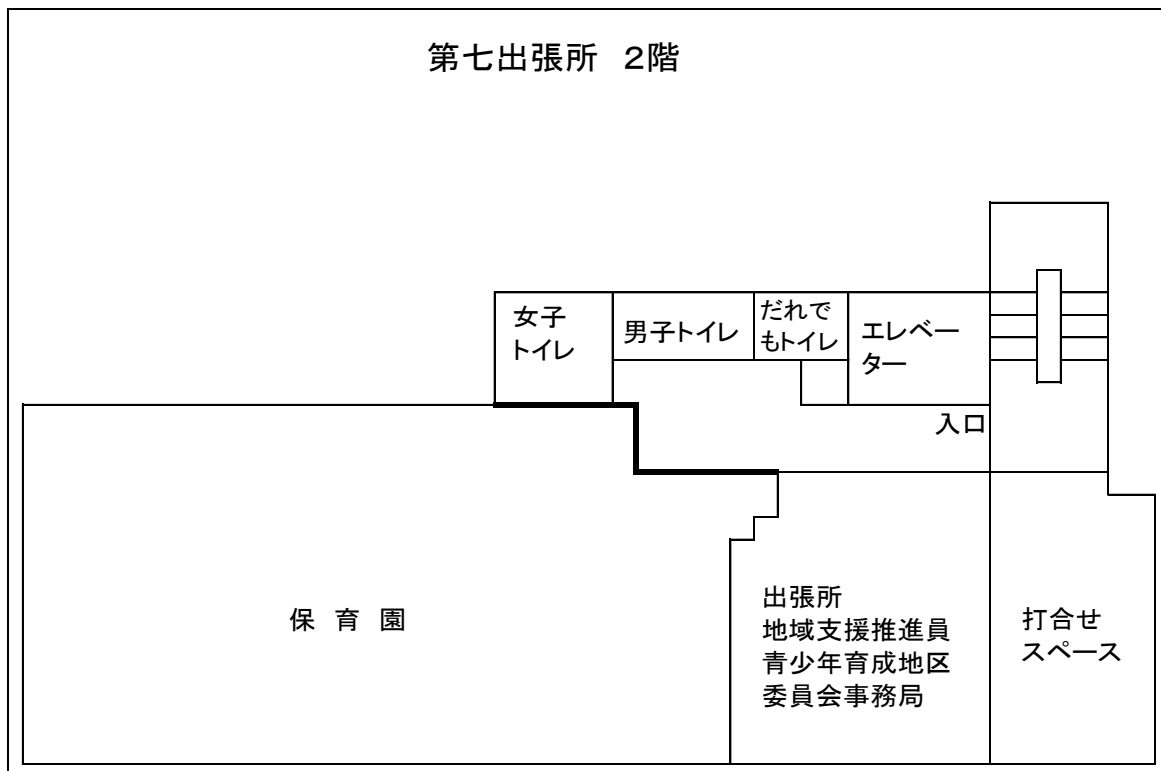
【活用の方向性】

- 青少年育成地区委員会事務局の執務スペースを継続設置します
青少年育成地区委員会事務局の執務スペースは、出張所廃止後も引き続き 2 階に設置します。

【活用開始時期（予定）】

- 青少年育成地区委員会事務局の執務スペース 平成 29 年 4 月

【出張所見取図（現在⇒活用後）】



(7) 第八出張所

【施設の状況等】

- 新たな機能を整備する際には、出張所廃止後も存続する青少年育成地区委員会事務局の執務スペースを施設内に確保しながら、地域の皆さまにとって有効な活用の方向性を検討していく必要があります。

【活用の方向性】

○ 高齢者相談センター支所を移転します

この地域を担当する高齢者相談センター支所は、民間介護施設内にあるため、場所が分かりづらく、気軽に相談に行きやすいとは言えない状況です。出張所跡施設へ移転することで、利便性向上を図ります。

○ 図書館資料受取窓口を設置します

東武東上線沿線は図書館が近隣になく、本等の資料を借りるのに不便な状況です。こちらの出張所跡施設は駅から近く、多くの利用も期待できるため、予約された図書館資料の受取窓口を設置し、利便性の向上と利用機会の拡大を図ります。

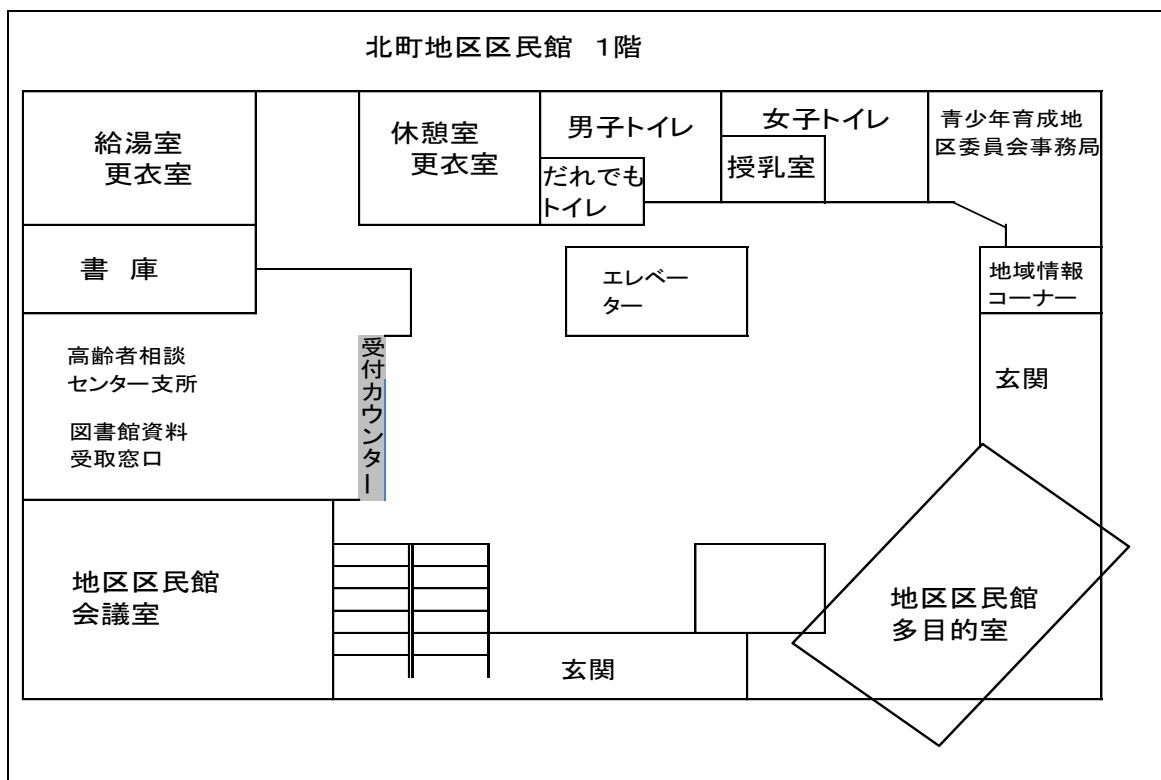
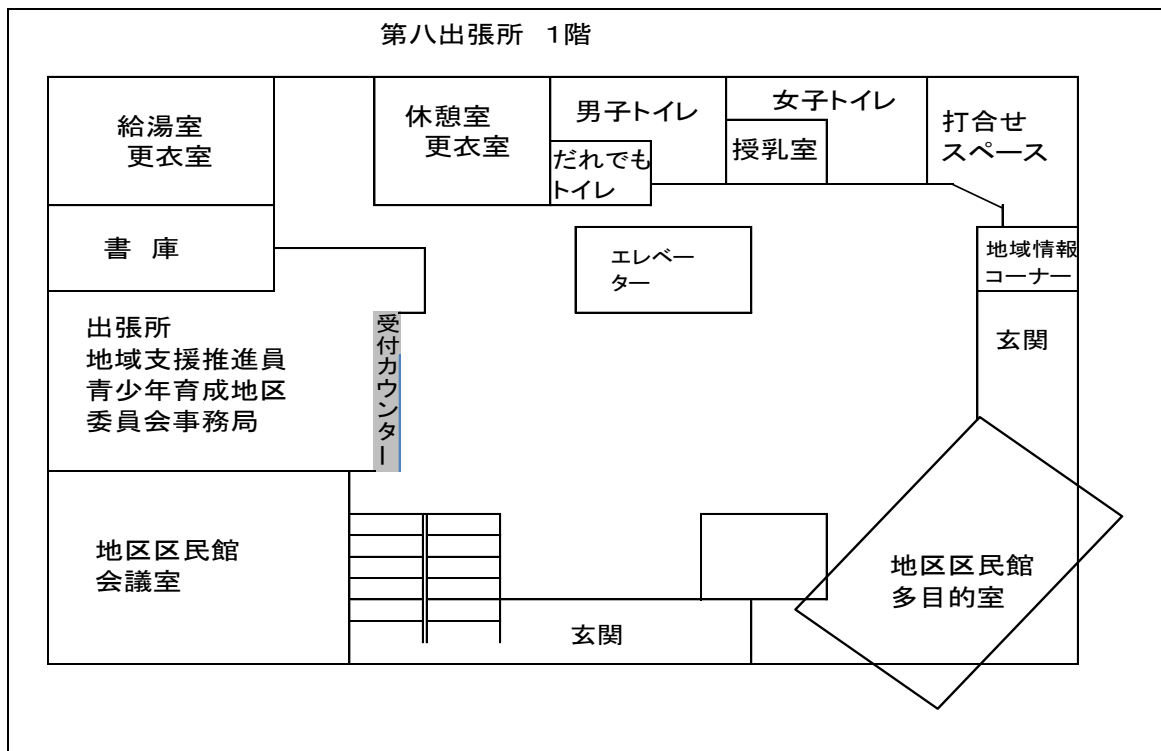
○ 青少年育成地区委員会事務局の執務スペースを移動します

現在1階にある出張所事務室スペース跡に新たな機能を整備するため、出張所事務室内にある青少年育成地区委員会事務局の執務スペースを、建物1階の北側にあるスペースに移動します。

【活用の開始時期（予定）】

- | | |
|--------------------------|---------|
| ○ 高齢者相談センター支所の移転 | 平成29年9月 |
| ○ 図書館資料受取窓口の設置 | 平成29年9月 |
| ○ 青少年育成地区委員会事務局執務スペースの移動 | 平成29年7月 |

【出張所見取図（現在⇒活用後）】



(8) 谷原出張所

【施設の状況等】

- 谷原出張所は、平成 28 年 4 月に、高齢者相談センター支所が出張所内に移転し、街かどケアカフェを開設しました。今後は、これらの施設を存続しながら、新たな有効活用を検討する必要があります。

【活用の方向性】

○ コミュニティ室を地域集会所へ変更します

これまでは、出張所内にコミュニティ室を設置していましたが、これを地域集会所に変更し、登録団体のインターネットからの申し込みや 1 時間単位の利用を可能にする等、利便性の向上を図ります。

○ 街かどケアカフェのスペースを集会施設の一部として利用可能にします

街かどケアカフェは、月曜日から土曜日（祝・休日除く）の午前 10 時から午後 4 時まで開設しています。このスペースを夜間や休日など、街かどケアカフェとして使用していない時間帯に、地域集会所の施設の一部として利用できるよう、貸出しや申し込みの方法について検討します。

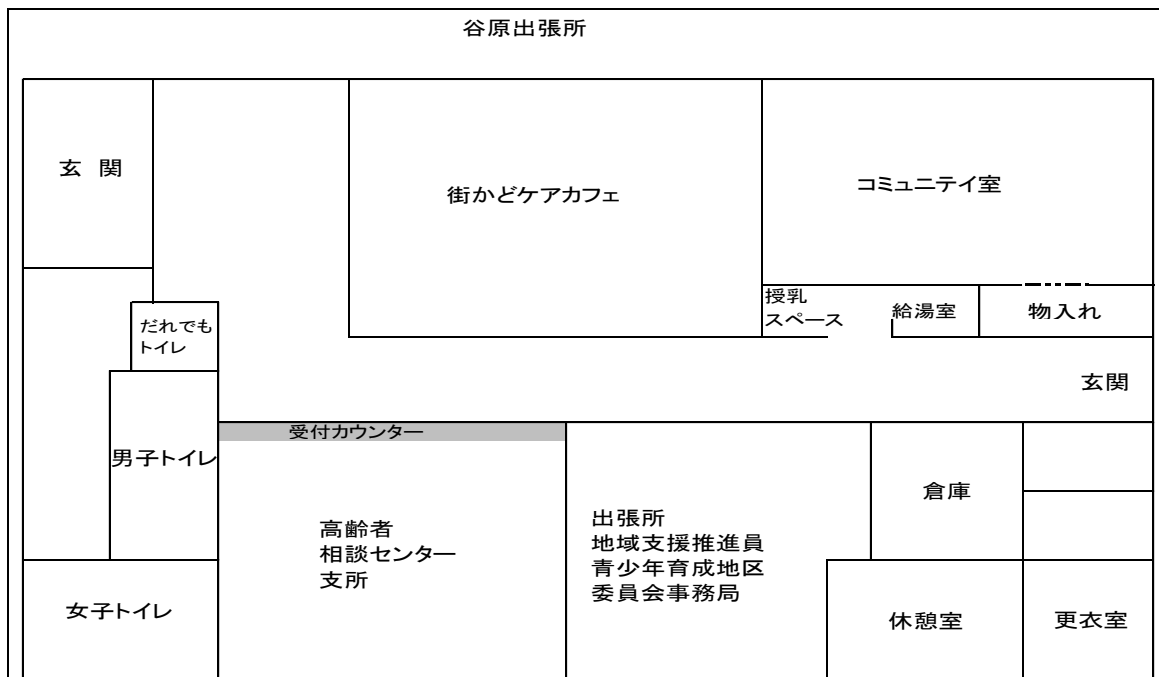
○ 青少年育成地区委員会事務局の執務スペースを継続設置します

青少年育成地区委員会事務局の執務スペースは、出張所廃止後も引き続き事務室内に設置します。

【活用開始時期（予定）】

- | | |
|------------------------|-------------|
| ○ コミュニティ室の地域集会所への変更 | 平成 29 年 4 月 |
| ○ 街かどケアカフェの夜間・休日の貸出利用 | 平成 29 年 5 月 |
| ○ 青少年育成地区委員会事務局の執務スペース | 平成 29 年 4 月 |

【出張所見取図（現在⇒活用後）】



(9) 上石神井出張所

【施設の状況等】

- 平成 26 年度に、耐震補強および大規模改修工事を行いました。その際に、出張所、青少年育成地区委員会事務局、地域集会所受付を同じ 2 階事務室スペースに配置しました。また、1 階には敬老館と高齢者相談センター支所を新設しました。

【活用の方向性】

○ 図書館資料受取窓口を設置します

上石神井地域には図書館が近隣になく、本等の資料を借りるのに不便な状況です。こちらの出張所跡施設は駅から近く、多くの利用も期待できるため、予約された図書館資料の受取窓口を設置し、利便性の向上と利用機会の拡大を図ります。

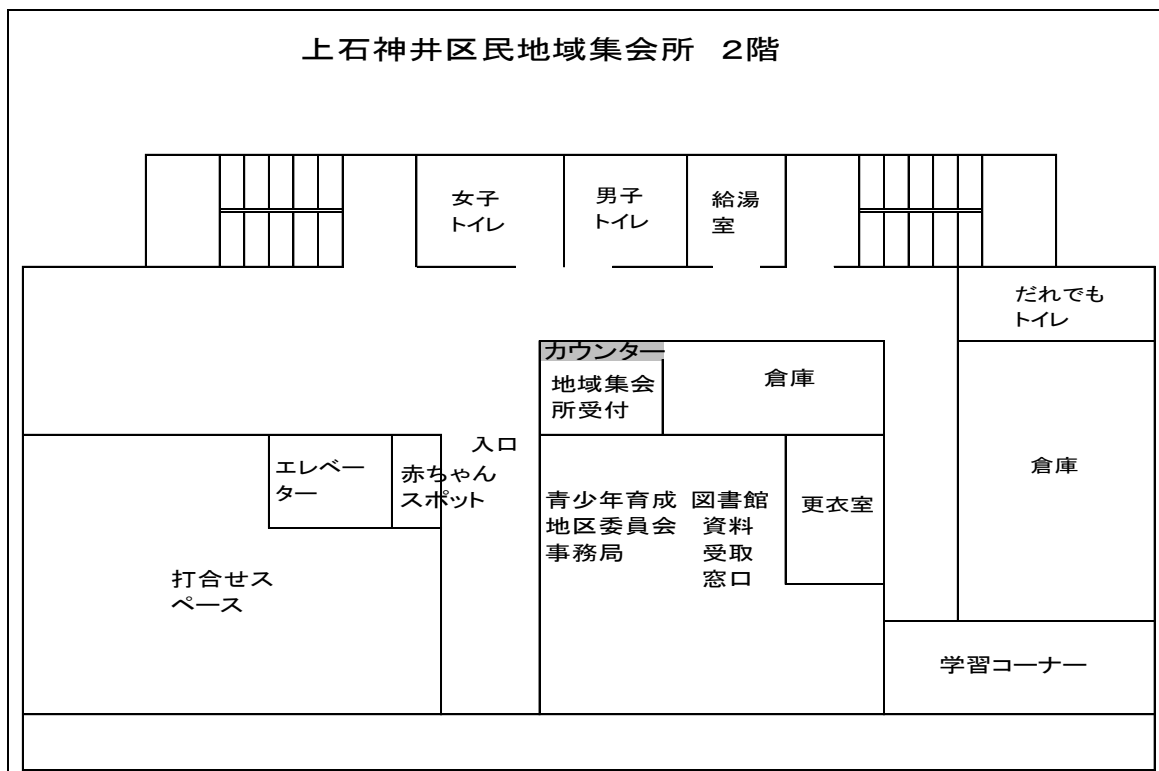
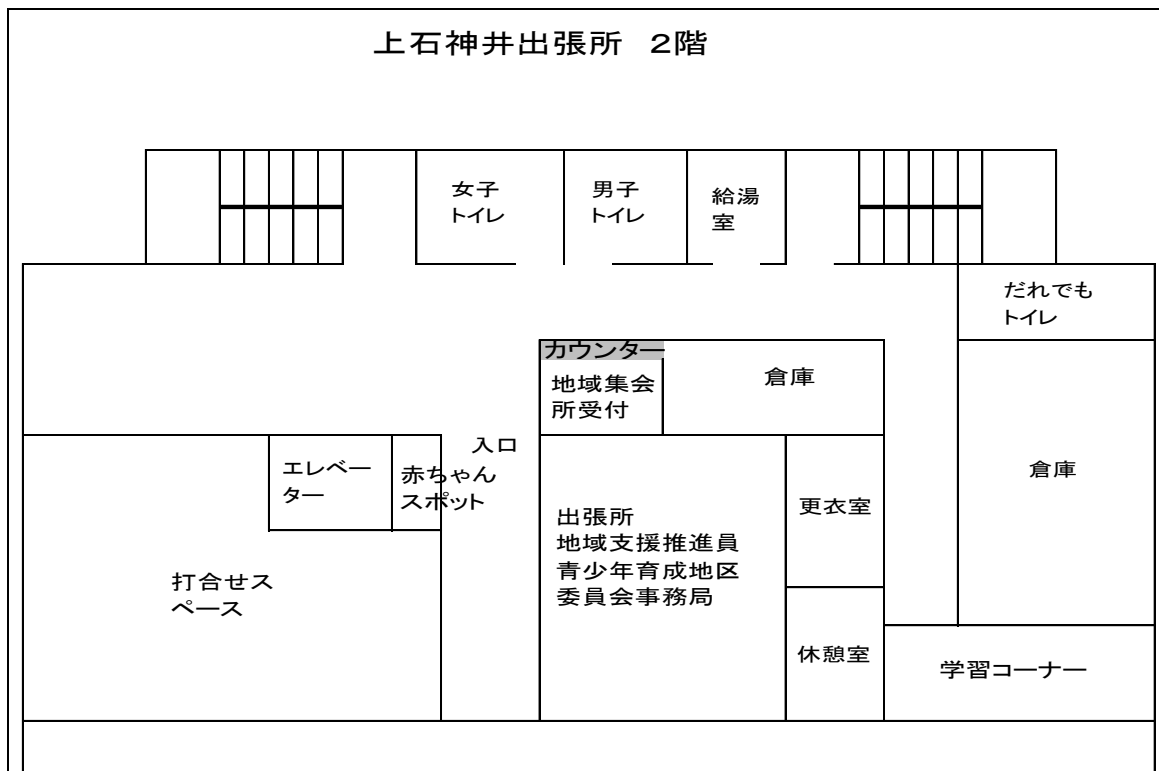
○ 青少年育成地区委員会事務局の執務スペースを継続設置します

青少年育成地区委員会事務局の執務スペースは、出張所廃止後も引き続き 2 階に設置します。

【活用開始時期（予定）】

- 図書館資料受取窓口の設置 平成 29 年 9 月
- 青少年育成地区委員会事務局の執務スペース 平成 29 年 4 月

【出張所見取図（現在⇒活用後）】



(10) 大泉西出張所

【施設の状況等】

- 平成 22 年度に、耐震補強および大規模改修工事を行いました。現在は、出張所の待合スペースを活用して、地域の皆さまによる自主的な見守りサロン事業が行われています。

【活用の方向性】

○ 高齢者相談センター支所を移転します

この地域を担当する高齢者相談センター支所は、民間介護施設内にあるため、場所が分かりづらく、気軽に相談に行きやすいとは言えない状況です。出張所跡施設へ移転することで、利便性の向上を図ります。

○ 街かどケアカフェを整備します

現在、大泉西出張所では、出張所の待合スペースを活用して、地域の方々による自主的な集いの場である、見守りサロンの運営が実施されています。そこで、地域の皆さまが気軽に集うことができ、ボランティアの活躍の場でもある街かどケアカフェを整備することにより、より一層の地域活動の活性化を図ります。

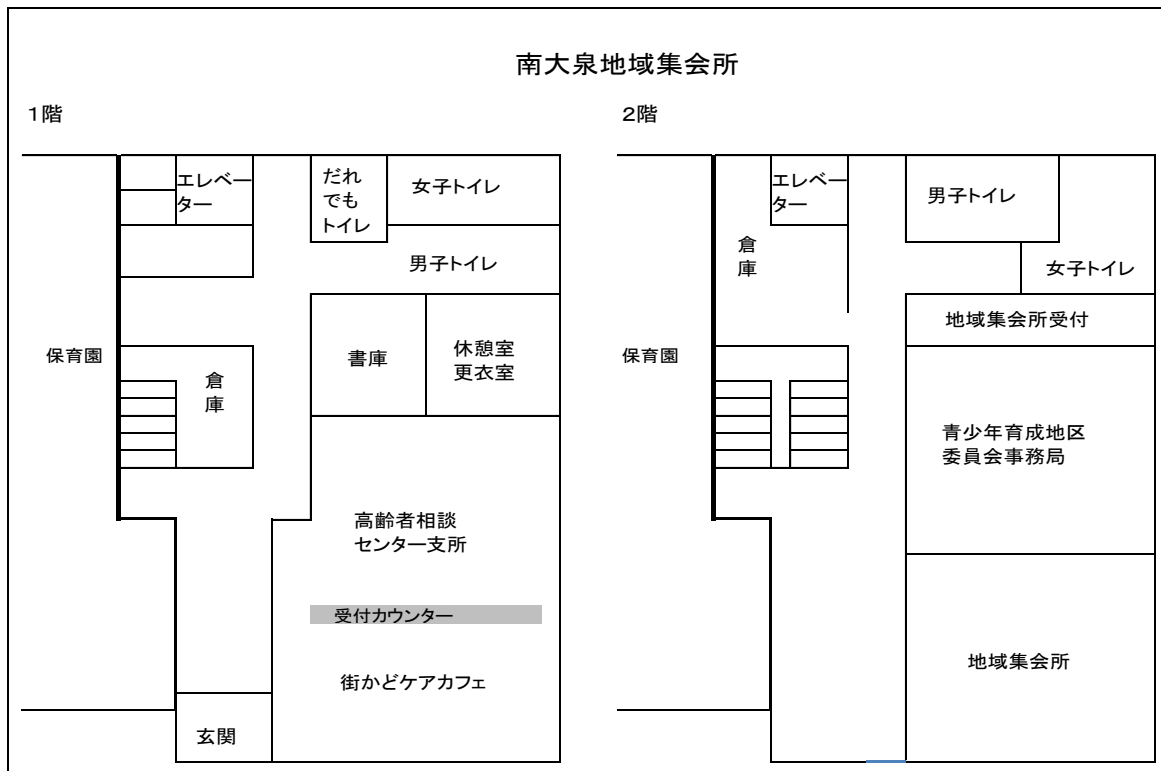
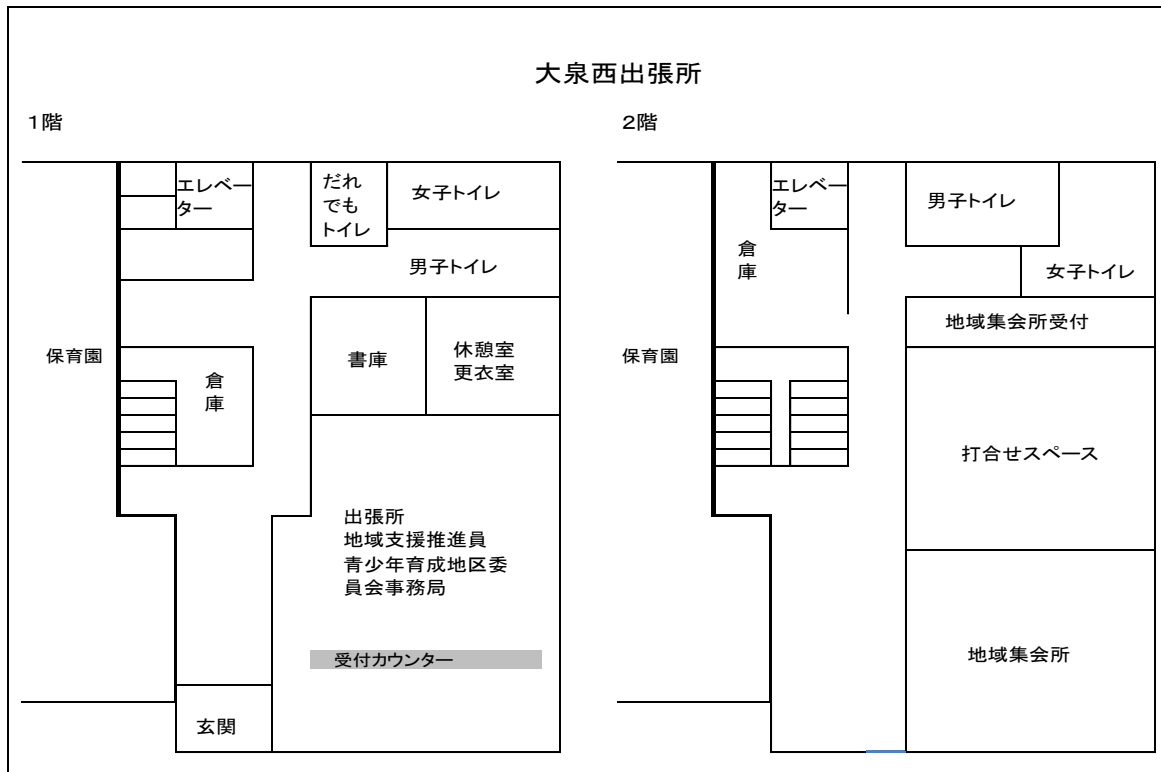
○ 青少年育成地区委員会事務局の執務スペースを移動します

1 階出張所跡に新たな機能を整備するため、出張所事務室内にある青少年育成地区委員会事務局の執務スペースを、建物 2 階に移動します。

【活用開始時期（予定）】

- | | |
|---------------------------|-------------|
| ○ 高齢者相談センター支所の移転 | 平成 29 年 7 月 |
| ○ 街かどケアカフェの整備 | 平成 29 年 7 月 |
| ○ 青少年育成地区委員会事務局の執務スペースの移転 | 平成 29 年 7 月 |

【出張所見取図（現在⇒活用後）】



(11) 大泉北出張所

【施設の状況等】

- 平成 27 年度に、耐震補強および大規模改修工事を行いました。その際に、エレベーターやだれでもトイレを設置してバリアフリー化するとともに、出張所待合スペースを活用して、建物内に倉庫を設けました。

【活用の方向性】

○ 高齢者相談センター支所を移転します

この地域を担当する高齢者相談センター支所は、民間介護施設内にあるため、場所が分かりづらく、気軽に相談に行きやすいとは言えない状況です。出張所跡施設へ移転することで、利便性向上を図ります。

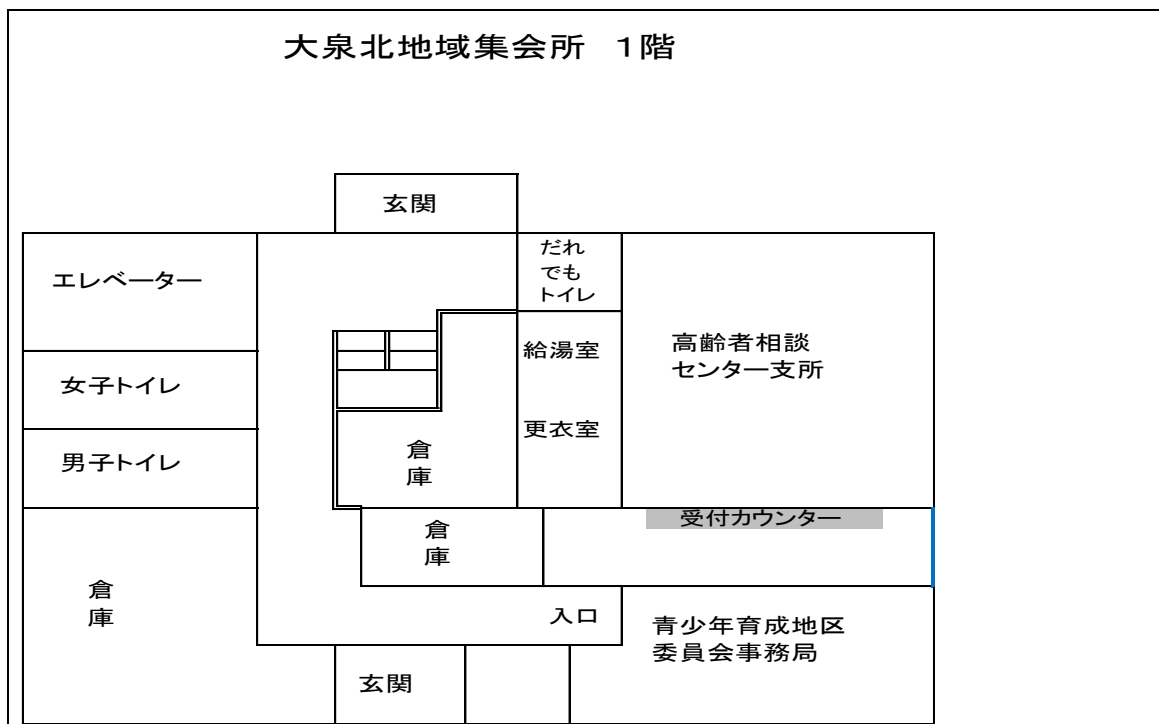
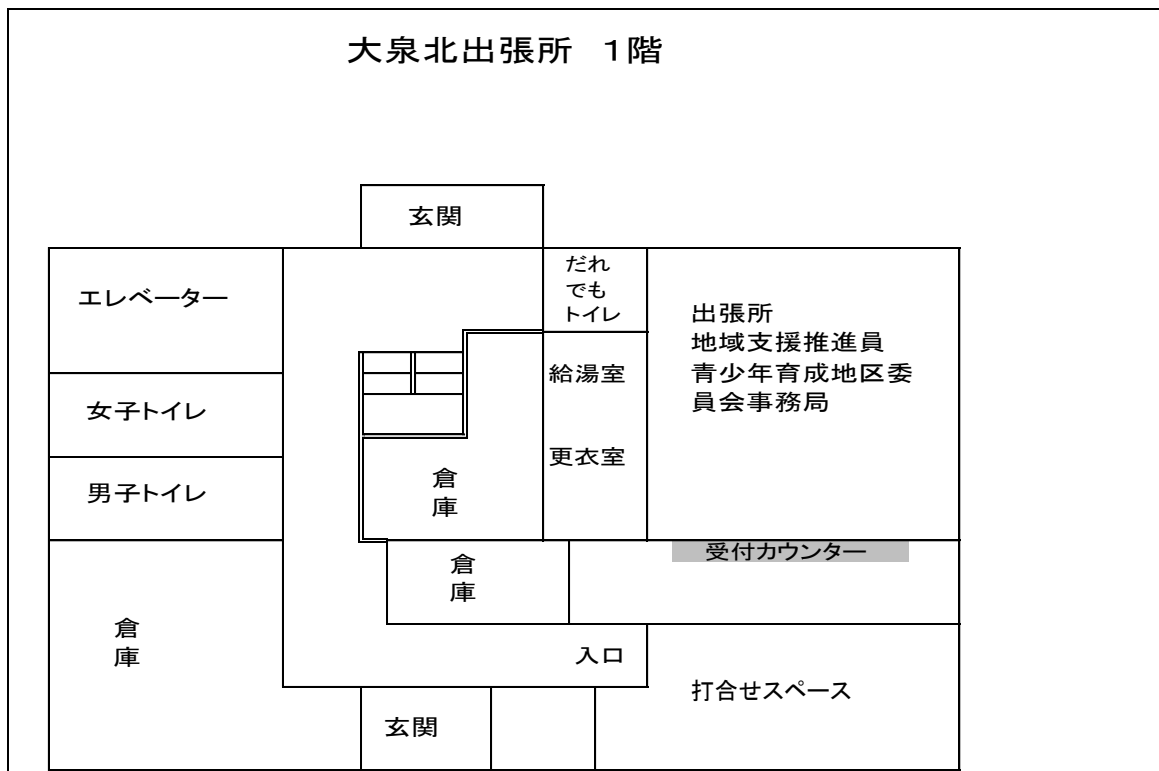
○ 青少年育成地区委員会事務局執務スペースを移動します

出張所跡に新たな機能を整備するため、出張所事務室内にある青少年育成地区委員会事務局の執務スペースを、現在の打合せスペースに移転します。

【活用開始時期（予定）】

- 高齢者相談センター支所の移転 平成 29 年 7 月
- 青少年育成地区委員会事務局の執務スペース 平成 29 年 7 月

【出張所見取図（現在⇒活用後）】



5 用語解説

(1) 街かどケアカフェ

地域の皆さまが気軽に集い、お茶を飲みながら介護予防について学んだり、体操に参加したりできる交流、相談、介護予防の場です。

平成 28 年 4 月、谷原出張所内に区内 1 か所目となる「こぶし」をオープンしました。

(2) 高齢者相談センター支所

保健師、社会福祉士、主任ケアマネジャーなど保健福祉・介護の専門職員が配置され、介護予防ケアプランの作成や、高齢者の虐待防止・権利擁護、介護に関する相談、認知症の方を支援する事業など、地域における主に高齢者のための総合的な支援を行う中核拠点です。

法令上は「地域包括支援センター」という名称ですが、区では平成 21 年度から「高齢者相談センター」と呼称しています。平成 28 年 10 月現在、区内に 25 か所あります。

(3) 図書館資料受取窓口

受取窓口では、予約した練馬区立図書館所蔵資料の受取りや返却、図書館の利用登録ができます。また、資料検索機で資料の検索・予約ができます。平成 28 年 10 月現在、区内に 4 か所あります。

(4) 青少年育成地区委員会

次代を担う青少年の健全育成と、青少年をめぐる社会環境の浄化を目的に、区内の 17 出張所を単位に、青少年育成地区委員会が組織されています。現在、約 2 千人の方々が委員として、地域で活動されています。

青少年育成地区委員会では、毎年、青少年問題協議会の具申を受け、区が制定している「青少年育成活動方針」の重点目標を達成するため、地域で様々な事業の実施や青少年健全育成の啓発活動、防犯活動、不健全図書自販機等実態調査などを行っています。

区では青少年育成地区委員会活動の充実を図り、かつ円滑に行われるよう、各地区に青少年育成地区委員会事務局を設置しています。

(5) 学童クラブ等補完スペース

建物内に併設する学童クラブや地区区民館、児童館を利用する児童の遊び場として、また、児童の体調不良時の静養スペース等に使用する補完スペースです。

(6) 地域集会所

地域の皆さまがお互いに交流し、自主的に活動できる場を提供し、活力ある地域づくりに寄与することを目的として設置した集会施設です。

一部の地域集会所では、地域集会所管理運営委員会（地域で活動している公共・公益的団体から推薦された委員などで組織されています）が、練馬区の委託を受け、区と協働で管理、運営を行っています。平成 28 年 10 月現在、区内に 27 か所あります。

(7) 地域支援推進員

区は、平成 20 年 1 月に出張所のサービスの向上と事務の効率化を図るため、17 か所の出張所を 4 か所の区民事務所と 13 か所の出張所に見直しを行いました。これに伴い、それまで出張所が担ってきた地域コミュニティ機能を引き継ぐため、平成 20 年 4 月から、区職員を地域支援推進員として配置し、その地域ごとの実情に応じて、地区祭の実行委員会や町会連合会の支部と関わりを持っています。

6 出張所跡施設活用計画（素案）に対する、区民意見反映（パブリックコメント）制度に基づくご意見の募集

この素案でお示した、各出張所の跡施設活用案について、ご意見などをお寄せください。ご意見・ご質問は、郵送、各出張所等窓口への持参、ファクス、電子メールで戸籍住民課へお寄せください。各出張所等窓口には、ご意見提出用紙も備え付けています。また、区ホームページからダウンロードも可能です。ご利用ください。

提出締切 平成 28 年 11 月 21 日（月）

■窓口：練馬区役所（戸籍住民課）または各出張所窓口

※ 受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時まで（土・日曜、祝日を除く）

■郵送あて先：〒176-8501 練馬区豊玉北 6-12-1

練馬区役所（本庁舎 2 階）戸籍住民課 庶務係あて

※ 郵送の場合、区長への手紙（区立施設や区内各駅の区報スタンドにある料金受取人払いの専用封筒です。宛先などは記載済みです）もご利用いただけます。封筒の表面に「出張所跡施設活用」と明記してください。

■ファクス番号：03-5984-1222

■電子メールアドレス：KOSEKIJYUMIN12@city.nerima.tokyo.jp

※ 電子メールの件名に「出張所跡施設活用に関する意見」と記入をお願いします

お電話でのお問い合わせは、下記へお願いします

【出張所の廃止に関すること】

戸籍住民課庶務係 電話 03-5984-1031

【出張所跡施設活用に関すること】

地域振興課庶務係 電話 03-5984-1406

※いずれも受付時間：午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで（土・日曜、祝日を除く）